

生物多様性保全推進支援事業（交付金）について

概要 地域における生物多様性の保全再生に資する活動等（ソフト事業）に対し、必要な経費の一部を交付。令和6年度メニューは以下のとおり。

対象事業	交付対象となる事業内容	交付対象事業者	交付率・交付額	事業期間
(1) 重要生物多様性保護地域等保全再生	国立公園、国定公園、自然環境保全地域、国指定鳥獣保護区、ラムサール条約湿地、世界自然遺産、ユネスコBR、自然共生サイト内における生息環境の保全再生	地域生物多様性協議会（地方公共団体等とその他の主体で構成）	事業費の1/2以内	原則2年以内（最長3年）
(2) 広域連携生態系保全のための活動計画策定等支援	生物多様性地域連携促進法又は自然再生推進法に基づく法定計画の作成、当該計画に基づく事業で地域の生物多様性の保全再生・生態系ネットワークの構築に係る広域の取組	地域生物多様性協議会（地方公共団体等とその他の主体で構成）	事業費の1/2以内	原則2年以内（最長3年）
(3) 地域民間連携促進活動	生物多様性地域連携促進法に基づく地域連携保全活動支援センターの設置又は運営に係る体制の構築並びに同センターが実施する取組	地域連携保全活動支援センターの設置者又は管理者、同センターの設置を予定している地方公共団体	事業費の1/2以内	原則2年以内（最長3年）
(4) 国内希少野生動植物種生息域外保全	国内希少野生動植物種を対象とした、種の保存に資する飼育・繁殖・野生復帰の取組	動物園、植物園、水族館、昆虫館又はこれらに類する施設の、法人格を有する設置者・管理者	定額 1種あたり200万円まで	原則3年以内
(5) 国内希少野生動植物種生息域内保全	国内希少野生動植物種を対象とした生息環境改善のほか、これに付随する分布状況調査・保全計画策定等の取組	地方公共団体、法人格を有する民間団体(企業や大学等含む)、法人格を有しない団体で自然環境局長が特に必要と認める者	定額 1件につき150万円まで ※ 保全計画策定を含む場合は初年度に限り250万円を上限とする	原則3年以内
(6) 里山未来拠点形成支援	重要里地里山、都道府県立自然公園、都道府県指定鳥獣保護区、自然共生サイト等の生物多様性保全上重要な地域における環境的課題と社会経済的課題を統合的に解決しようとする活動	里山未来拠点協議会（地方公共団体等とその他の主体で構成）	事業費の3/4以内	原則2年以内（最長3年）

令和6年度事業
採択スケジュール

令和6年2月6日 公募情報公表・受付開始
3月8日 応募申請締切
4月中旬 採択事業決定・通知

※交付要綱、公募要領、採択実績等は下記のウェブサイトからご覧いただけます。
http://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/local_gov/hozen/index.html

生物多様性保全推進支援事業 採択事業例

(1) 重要生物多様性保護地域等保全再生

対象地域：尾瀬国立公園、日南海岸国定公園、国指定出水・高尾野鳥獣保護区、肥前鹿島干潟（ラムサール湿地）等
事業内容：自然環境調査、保全に係る計画作成、移入種やサンゴ食害生物の防除、保全体制の構築、普及啓発 等

(2) 広域連携生態系保全のための活動計画策定等支援

対象計画：北潟湖自然再生事業、旧品井沼周辺ため池群自然再生、出雲・雲南地域生物多様性連携保全活動計画 等
事業内容：地域の自然再生事例の作成、生息環境復元・効果検証、保全体制強化、計画策定（生物調査等含む）等

(3) 地域民間連携促進活動

対象者：志布志市、京都府・きょうと生物多様性センター 等
事業内容：生物情報の収集・蓄積、保全団体・企業等の情報収集、地域連携の在り方検討、ネットワーキング 等

(4) 国内希少野生動植物種生息域外保全

対象種：ライチョウ、フチトリゲンゴロウ、ツシマウラボシシジミ、カラフトグワイ、キリシマイワヘゴ 等
事業内容：個体の飼養・繁殖、飼養等技術の改良、繁殖個体の野生復帰、繁殖用株の採取、他施設との協力体制構築 等

(5) 国内希少野生動植物種生息域内保全

対象種：タンチョウ、コウノトリ、ミヤコカナヘビ、フサヒゲルリカミキリ、ヤツガタケキンポウゲ 等
事業内容：生息・生育状況調査、保全計画作成、生息・生育環境の改善や創出、密猟等の監視、担い手育成 等

(6) 里山未来拠点形成支援

対象地域：円山川下流域・周辺水田（ラムサール湿地）、京都丹波高原国定公園、前日光県立自然公園 等
事業内容：林産物活用（商品開発等）、地産品ブランドの確立（里海再生、体験メニュー創設等）、ツーリズム開発 等